

公立大学法人横浜市立大学低入札価格調査委員会要領

制 定 平成 17 年 4 月 1 日
最近改正 令和 4 年 4 月 1 日

(目的及び設置)

第1条 この要領は、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程第26条の規定による、最低価格の入札者を落札者としないことができる契約に係る調査を行うため、低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）の設置について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会の名称、委員長、委員は、別表第1のとおりとする。

(委員長の職務)

第3条 委員長は、会務を総理し、委員会の会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
3 会議の議事は、出席委員の全員一致により決する。

(関係職員の出席等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、次の所属において処理する。

- (1) 大学の案件に関すること
　　総務部企画財務課企画財務担当
- (2) 附属病院の案件に関すること
　　医学・病院統括部医学・病院企画課財務担当
- (3) 附属市民総合医療センターの案件に関すること
　　管理部経営企画課経営企画担当

(委任)

第7条 この要領に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 7 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

大学低入札価格調査委員会	
☆	経営戦略担当部長
	企画財務課長
	総務部総務課長
	学術情報課長
	その他委員長が指定する職員
附属病院低入札価格調査委員会	
☆	医学・病院統括部長
	医学・病院企画課長
	医学病院・統括部医事課長
	企画総務部経営企画課長
	その他委員長が指定する職員
附属市民総合医療センター低入札価格調査委員会	
☆	管理部長
	管理部経営企画課長
	管理部医事課長
	企画総務部経営企画課長
	その他委員長が指定する職員

※ ☆印は委員長